

男女共同参画



内閣府

Special Feature 1

特集 1 / 女性に対する暴力をなくす運動

Special Feature 2

特集 2 / DVと児童虐待との関係

Special Feature 3

特集 3 / APEC 女性と経済フォーラム 2019



共同参画に寄せて

foreword

女性に対する暴力の防止に向けて

2017年秋に米国で始まった# me too運動は、瞬く間に世界に広がりました。2018年春、日本でもセクハラ被害を告発する声上がり、今まで沈黙を余儀なくされてきた性暴力やセクハラ被害者を勇気づけました。しかし、声をあげたとしても周囲の理解を得ることは難しく、被害を受けた人びとは孤立しがちです。でも今度は違いました。声をあげた人を「一人ぼっちにしてはならない」と始まったのが# we too や# with youです。

ところが、110年ぶりの刑法性犯罪規定の大幅改正から1年以上経た2019年春、立て続けに性暴力への無罪判決が下されました。衝撃を受けた女性たちは、すぐさまフラワーデモを始めました。夕暮れの街頭で、もちろん、安全を守りながら、当事者の方がたが次々と被害の経験を語ることは、今までにないことです。

国際社会では、イスタンブール条約など「女性に対する暴力」をなくすための条約が制定され、多くの国で法改正が進んでいます。諸外国では、「女性に対する暴力」根絶をめざして、同時に男女共同参画推進の努力が行われていることも学びたいと思います。



お茶の水女子大学名誉教授
戒能 民江
Tamie Kaino

目次

Contents

Special Feature	特集1	女性に対する暴力をなくす運動	page 02
Special Feature	特集2	DVと児童虐待との関係	page 04
Special Feature	特集3	APEC 女性と経済フォーラム2019	page 06
Topics	行政施策トピックス	「第13回キッズデザイン賞」男女共同参画担当大臣賞について	page 09
	御挨拶		page 10
News & Info	ニュース&インフォメーション	「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」近日開催予定のイベント ほか	page 12



女性に対する暴力をなくす運動

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

女性に対する暴力は許されない

女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど)は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

政府は、女性に対する暴力の被害者支援を行うとともに、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育や啓発活動に力を入れています。

女性に対する暴力をなくす運動

政府は、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、地方公共団体、女性団体及びその他の関係団体との連携・協力の下、毎年11月12日～25日までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」(平成13年男女共同参画推進本部決定)を実施しています。

内閣府では毎年ポスターやリーフレットを作成し、国の関係機関や地方公共団体等に配布しています。また、鉄道会社の駅構内でもポスターを掲示しています。

今年は、DV(ドメスティック・バイオレンス)と児童虐待の防止をテーマに、ポスターやリーフレットを作成しました。さらに、DV対応と児童虐待対応との連携強化の象徴として、パープルリボンとオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンバッジ」を作成しました。



Wリボンバッジ

また、今年も漫画家の西原理恵子さんに、DVと

児童虐待をテーマにした漫画を描き下ろしていただきました。

運動期間の初日である11月12日には、東京スカイツリー等の施設が運動のイメージカラーであるパープルにライトアップされます。このパープル・ライトアップには、女性に対する暴力根絶を呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談を!」というメッセージが込められています。今年も全国のタワーやランドマーク等でライトアップが行われる予定です。

この他、運動に合わせて、地方公共団体等によるイベントや講演会等も催されます。各地の行事予定はホームページに掲載しています。ぜひお近くのイベント等に参加してみてください。

「女性に対する暴力をなくす運動」の詳細はこちらから。



http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html

DVと児童虐待

—DVは子どもの心も壊すもの—

DVと児童虐待は同じ家庭で同時に発生している場合があります。

子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。



© 西原理恵子



© 西原理恵子

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。今年のテーマは「DVと児童虐待の防止」です。女性に対する暴力の根絶に向けた政府の取組をご紹介します。

継続してDV被害を受けていると感情が麻痺してしまい、加害者に言われるままに子どもを虐待してしまうこともあります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

DVの例

- 身体的暴力**
平手でうつ、げんこつで殴る、足で蹴る など
- 精神的暴力**
大声でどなる、子どもに危害を加えると言っておどす、実家や友人とつきあうのを制限する など
- 性的暴力**
性行為を強要する、避妊に協力しない など
- 経済的暴力**
生活費を渡さない、勝手に借金を作り返済を強制する など

児童虐待の例

- 身体的虐待**
殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
- 性的虐待**
子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト**
食事を与えない、子どもに関心を持たず育児を放棄する など
- 心理的虐待**
言葉による脅しや無視、子どもの前で家族に暴力をふるう (DV) など

DVが子どもに与える影響

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまい、子どものこころやからだに様々な影響を与えているといわれています。子どもは、常に緊張を強いられて安全感や安心感が育たず、他者を信頼できなくなったり、自分がDVの原因だと思う罪悪感やDVをとめられない無力感を感じて自己評価が低くなったりします。

「DVと児童虐待」の詳細はこちらから。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv-child_abuse/index.html



一人で悩まず、専門機関への相談を！

【DVかもと思ったら・・・】

自分もDVを受けているかもと思ったら、一人で悩まずに相談してください。

また、あなたの周りにDV被害にあっていても相談をためらっている人がいるかもしれません。相談された、又は被害に気づいた方は、被害を受けている人が専門機関に相談できるよう、支えてあげてください。連絡した人や、その内容に関する秘密は守られます。



【児童虐待かもと思ったら・・・】

虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」と言えないかもしれません。虐待かもと思ったら、お住まいの市町村、児童相談所までご相談ください。「児童相談所全国共通3桁ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。



DVも児童虐待も、一人では抜け出せません。相談してみることで、一人では気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。寄り添い一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

DVと児童虐待との関係

佐賀県DV総合対策センター所長、女性に対する暴力に関する専門調査会委員

原 健一氏

「佐賀県DV総合対策センター」とは、DV被害者支援機関や民間団体、弁護士会、医師会などが連携して、男女間のあらゆる暴力の根絶や被害者への支援、未然防止を行っている機関です。また、内閣府男女共同参画局の「女性に対する暴力に関する専門調査会」では、男女共同参画基本計画で取り上げている、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等について、今後の施策を検討をしています。これらの機関で活躍されている原健一氏に、DVと児童虐待の関係について、お話をお伺いしました。

家庭内におきる暴力

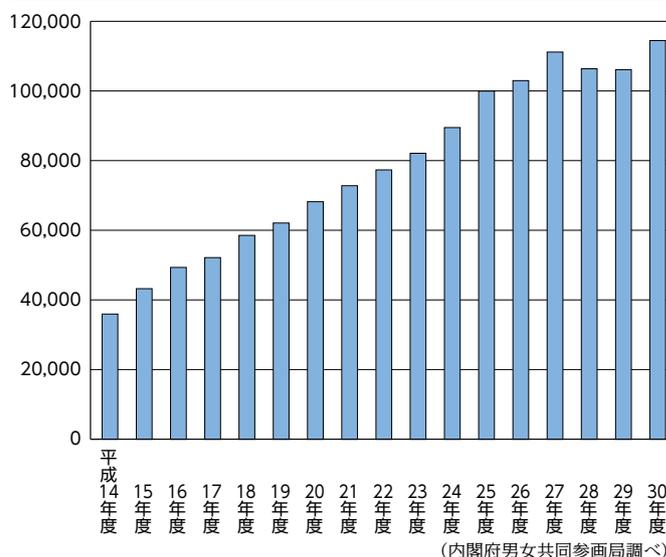
平成30年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は年間11万件を超えて過去最多、全国の児童相談所の相談対応件数も15万件を超えている。

家庭という閉鎖的関係において起こるこれらの暴力は外部から見えにくいものだが、昨今の痛ましい虐待死事件の報道等を通じて社会の関心は高まりつつある。

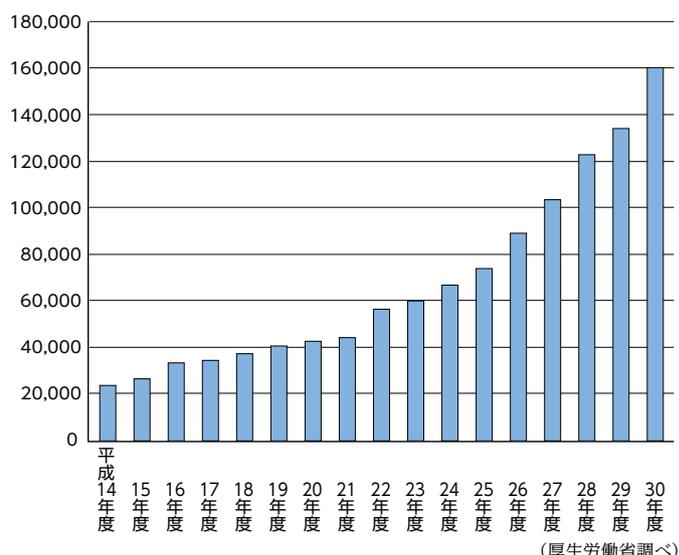
「虐待の背景にはDVの影響があった」と分析されることも少なくないが、重篤なケースでは、DVという「支配とコントロール」の構造の中で、自己に対する暴力を回避するために子どもが暴力を振るわれていても止めることすらできず、むしろ暴力に加担したり、または沈黙を強いられている場合も見られる。また、DVという強いストレスから被害者自身が子どもに強く当たったり、無理な要求を子どもに強いるケースも見られ、結果的にDV被害者が、虐待の当事者となってしまうこともある。

配偶者やパートナー間に生じる「身体的」「精神的」あるいは「性的」暴力の影響は、服従と同時に隠れた敵意や反発、あるいは無力感を相手に植え付けることとなり、緊張に満ちた関係を生み出す。子どもは直接的な暴力被害のみならず、日常的に暴力のある関係性を当たり前と認識し、日常的な対等性や相互への信頼、労り合いを学ぶ機会が奪われることにもなるのだ。

配偶者暴力相談支援センターの相談件数



児童相談所での児童虐待相談対応件数



難しい暴力の評価

DVや児童虐待という言葉の認知度が上がるにつれ、「DVはよくない」「児童虐待などもってのほか」と多くの人は認識するものの、自分が今行っている行為がそれらに該当するのかどうかを、過小評価せず、かといって過敏にもなりすぎず正確に省みることが難しい。

それは、一つには家庭内の「しつけと称した体罰」という考えがまだ世間的に残っており、当事者にとって、虐待は正当化されやすいこと。二つには報道等による極端なケースとの対比で「ウチはそこまでではない」など、当事者意識を持ちにくいこと。そして、三つめには「心理的虐待」や「ネグレクト」は、その中身や子どもに対する影響等に対する理解が十分ではないことが挙げられる。特に、子どもが見ている前でDVを行う「面前DV」は、心理的虐待の多くを占め、児童虐待の通告件数を押し上げており、子どもへの影響も深刻であることから、こうした現状への理解を求める取組が急務である。

必要となる国や地方自治体の取組

「面前DV」をはじめ、子どもを含めて暴力の被害に晒された人々に対しては、そこから抜け出すための支援情報の提供やその後の心身のケアのさらなる充実が必要である。その一つとして、母子の同時並行プログラムや回復につながるプログラムに長年

取り組んでいる民間団体もあるが、当事者には、その情報が十分には行き届いておらず、地域によっても偏りがある。このようなプログラムへの理解が深まり、全国的な展開が求められるが、そのためには、民間団体による自主的な取組に加え、国や地方自治体における積極的な関与も検討する必要がある。

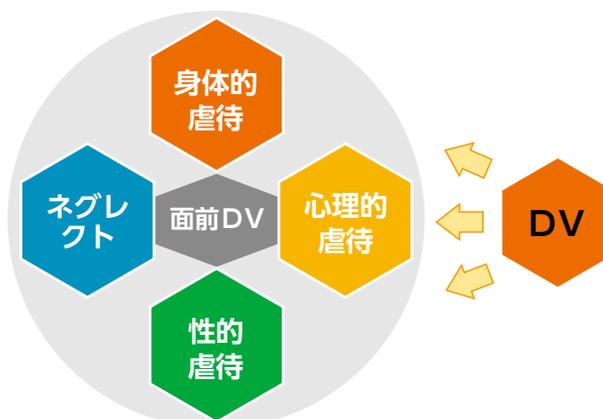
当然ながら、若年婚、ステップファミリーや特別養子縁組等、さまざまな形態の家族が存在している。同時に、どのような家庭においても夫婦間や親子間で緊張をはらむ葛藤場面はあり、家族の形態にかかわらず、あらゆる家族関係において、DVと児童虐待が起きている可能性がある。大切なことは、幸せになりたいと望んだ家族のかたちを尊重し、お互い支えあい回復しようとしている人たちを支え、温かく見守ることや困った時に相談してもらえるような体制が整っていることである。

国は、痛ましい虐待死事件を受け、本年6月、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律を成立させた。その中には、児童虐待対策とDV対策との連携強化を目的とする規定もあるが、理念のみならず、支援の実態として現場に浸透していけば、DVや児童虐待に苦しむ被害者や子どもの早期発見と早期対応につながるだろう。

近い将来、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所を始めとする関係機関による見事なコラボレーションが生じていくことを期待したい。

DVと児童虐待のイメージ図

夫婦間のDVが子どもに直接的・間接的に影響を及ぼす。虐待は、複数の形態が混合して生じている場合が多い。「面前DV」は心理的虐待の分類のみではなく、ネグレクトも生じやすい。



APEC(アジア太平洋経済協力)は、アジア太平洋地域の21の国・地域(エコノミー)が参加する経済協力の枠組みです。

アジア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長センター」です。

アジア太平洋地域の経済発展のためには、女性の新たな経済参画機会の創出が不可欠であるとの認識のもと、APEC域内の閣僚や民間参加者が一堂に会する「女性と経済フォーラム[WEF: Women and the Economy Forum]」が、毎年開催されています。2019年は、9月30日~10月5日の6日間の日程で、チリのラ・セレナにおいて開催されました。日本からは、^{べつぷあつひこ}別府充彦内閣府審議官及び^{はやしふみこ}林文子横浜市長が参加しました。

APEC 女性と経済フォーラム(WEF)2019

本年のAPECでは、「女性、中小企業及び包摂的成長」が優先課題の1つとされ、WEFは「経済への女性の包摂の推進」をテーマとして開催されました。また、ハイレベル会合では、議長であるチリのイニシアチブにより、2030年までの達成努力目標を定めた「女性と包摂的成長のためのサンティアゴ・ロードマップ」が取りまとめられました。



各エコノミー代表
(前列右から3人目が、別府内閣府審議官)

■ 女性と経済に関する政策パートナーシップ第2回会合(PPWE2: Policy Partnership on Women and the Economy) (9月30日・10月1日)

PPWE2においては、我が国より「2020年までに管理職に占める女性の割合を高めるための個別行動計画(IAP)」及び我が国の拠出金を活用したプ

ロジェクト「女性と経済に関する取組支援」の進捗報告を行うとともに、今後の計画について発表しました。さらに、「APEC女性と経済ダッシュボード2019」、「女性と経済フォーラム声明」及びAPEC初の女性の経済的なエンパワーメントに係るロードマップとなる「女性と包摂的成長のためのサンティアゴ・ロードマップ」の最終案について活発な議論が行われました。また、2020年PPWE行動計画の柱の1つとして、ロードマップの推進を重点取組事項とする予定である旨、チリより報告されました。



会議の様子(PPWE2)
(写真: APEC 公式ウェブサイトより)

■ APEC BEST AWARD(10月2日)

サイドイベント「APEC Business Efficiency and Success Target(BEST) AWARD」は、優れた女性起業家・経営者を表彰するビジネスコンテストであり、成功体験、困難の乗り越え方、事業の拡大の経緯などを広く世界に共有することで新たな女

性起業家を応援し、経済を活性化させることを目的として開催されています。本年は、10のエコノミーから20名の女性起業家が参加し、大賞を始めとする7つの賞において、各1名計7名の受賞者が選ばれました。日本からはオンラインで、小笠原恭子氏(株式会社グランディーユ代表取締役)、酒井里奈氏(株式会社ファームステーション代表)の2名が参加しました。



APEC BEST AWARDの参加者・主催者・審査員
〔写真：APEC 公式ウェブサイトより〕

本イベントでは、林横浜市長がオープニングスピーチを行い、参加した女性起業家にエールを送りました。

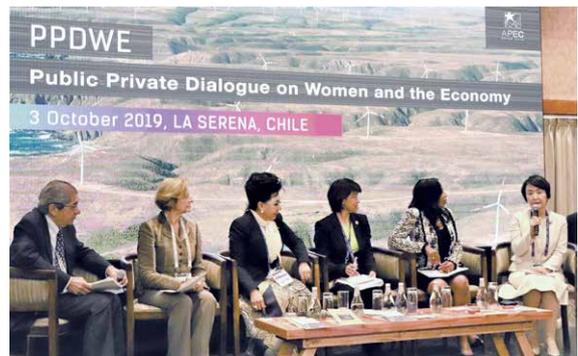


林横浜市長によるスピーチ
(APEC BEST AWARD)

■ 女性と経済に関する官民対話〔PPDWE : Public-Private Dialogue on Women and the Economy〕(10月3日)

官、民、学識経験者などから女性リーダー等が参加し、4つのサブテーマに沿って活発なパネルディ

スカッションが行われました。



ディスカッションの様子(PPDWE)

また、林横浜市長がセッション4「指導的地位の女性の数を増やす」にパネリストとして登壇し、女性リーダーの育成・登用における横浜市の取組を紹介しました。

■ 女性と経済に関するハイレベル政策対話〔HLPDWE: High Level Policy Dialogue on Women and the Economy〕(10月4日)

最終日には、閣僚級による政策対話が行われ、女性と経済に関する各エコノミーの取組方針等についてスピーチが行われました。

別府内閣府審議官は、セッション1において「女性活躍が持続的な経済成長に不可欠」との認識のもと、2013年から官民挙げて取組を加速してきた、①女性の登用の促進、②保育所などの整備、③男性の意識改革、④働き方改革といった4つの取組を紹介するとともに、女性が活躍できる環境は男性にとっても働きやすい環境であり、生産性の向上や経済の活性化につながっていくとのスピーチを行いました。セッション2においては、第4次産業革命やデジタル化について、AIの活用やSTEM分野への女性の参画促進、リカレント教育の拡充などについてスピーチを行いました。

女性と経済フォーラム声明

会合の最後に、フォーラムの成果である「女性と経済フォーラム声明」が採択されました。

声明のポイントは以下のとおりです。

- ①「女性、中小企業、包摂的成長」として、女性の経済参画が、APECの歴史で初めて議長のエコノミー(国と地域)の優先課題に取り上げられたことを歓迎する。
- ②女性が、資本にアクセスし労働市場に参加しようとする際に直面する文化的、社会的及び構造的障壁に対処するため、公共政策の策定を推奨する。また、性別による職業の分離、差別、ケア責任の不平等な負担が、女性に悪影響を及ぼすことに対処するために、公的及び民間部門が努力することを奨励する。さらに、ジェンダーによる賃金格差を対象とし、女性の採用、昇進等を強化するなど、より包摂的な労働市場をつくるための政策の採用を奨励する。
- ③女性が、デジタル経済や第4次産業革命において競争力を発揮するには、質の高い教育へのアクセス及び技能開発、能力形成、技術リテラシーが不可欠である。
- ④データは女性の経済参画を前進させるための基盤であることから、性別で細分化されたデータの収集、分析、公表、活用のための更なる努力を推奨するとともに、機会の平等と女性の経済的なエンパワーメントを効果的に推進する政策立案に情報提供することを要請する。
- ⑤「APEC女性と経済ダッシュボード2019」及び「女性と包摂的成長のためのサンティアゴ・ロードマップ」を歓迎する。



共同記者会見の様子

〔写真：APEC 公式ウェブサイトより〕

ニュージーランド女性省次官との会談

また、会議期間中、別府内閣府審議官は、ニュージーランドのレニー・グラハム女性省次官と会談を行いました。

別府内閣府審議官からは、日本の女性活躍、育児休業制度及び男性の育児休業の取得状況、防災などの取組について説明しました。

グラハム次官からは、ニュージーランドにおける男女間賃金格差を縮小するための取組や、DV対策の取組の紹介がありました。具体的には、ニュージーランドではDV被害者のための有給休暇制度を新設したとの説明がありました。通常の20日の有給休暇にプラスして10日間、DV関連で病院に行く場合などは1時間単位で取得が可能です。また、被害者には、リモートワークを含めた2か月間のフレキシブルな働き方を認めるルールを作ったとの説明がありました。



別府内閣府審議官とグラハムNZ女性省次官

「第13回キッズデザイン賞」 男女共同参画担当大臣賞について

内閣府男女共同参画局総務課

キッズデザイン賞

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が主催する「キッズデザイン賞」は、子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出と、子どもを産み育てやすい生活環境の実現を目指したデザインの顕彰制度です。2007年(平成19年)から始まったこの賞は今年で13回目を迎えました。受賞作品には「キッズデザインマーク」を使用することが認められ、その成果を広く社会にアピールすることができます。

入賞作品の中から、最優秀賞として「内閣総理大臣賞」1点、各部門優秀賞として「経済産業大臣賞」4点、「少子化対策担当大臣賞」2点、「消費者担当大臣賞」1点、そして「男女共同参画担当大臣賞」1点が授与されます。

男女共同参画担当大臣賞

第9回(2015年)に設けられた男女共同参画担当大臣賞は今年で5回目になります。「子どもたちを産み育てやすいデザイン部門」において、産前産後や子育て期の男女が、子どもを産み育てながら社会参加しやすい環境づくりを促す取組の中、最も優れた製品、空間、サービス及び調査研究活動に贈られます。

今年を受賞デザインの紹介

今年の第13回キッズデザイン賞は、432点の応募があり、265点が受賞作品として「キッズデザインマーク」の使用が認められました。そして、9月25日(水)に六本木ヒルズにおいて行われた表彰式では、「子どもたちを産み育てやすいデザイン」として受賞した81点の中から、積水ハウス株式会社の「イクメン休業」が男女共同参画担当大臣賞を受賞しました。

「イクメン休業」

“『わが家』を世界一幸せな場所にする”という積水ハウスのビジョン実現には、まず社員が幸せでなければならない、として、“男性社員1ヶ月以上の育児休業完全取得”を宣言しました。2018年9月1日

より「イクメン休業」制度を導入し、円滑な運用ができるよう社内サポート体制を整備しました。



受賞した積水ハウス(株)の執行役員ダイバーシティ推進部長の伊藤氏と藤原内閣府大臣政務官

協議会からは、高いとは言えない日本の育休取得率という課題に向き合い、育休取得を阻む物理的・心理的なハードルを取り除くためのさまざまな工夫が評価されました。また、この制度によって、妊娠から育休をとるまでの時間を利用して、仕事や時間の使い方、社内外のコミュニケーションを再確認できる点は、働き方を見つめ直すよい契機であり、多くの業種業態で取り組むべき先進事例であると評価されました。



積水ハウスダイバーシティ推進部担当者からのお話

「イクメン休業制度を利用した社員は、数日の育休では分からなかった、ママが子育てに感じている孤独やイライラといったストレスを身をもって体験できました。復帰後は、その体験を元に、気づきにくい家事動線の悪さの解消や、子どもの安全を考えた設計ができるようになり、言語化しづらかった顧客のニーズを捉えられるようになった社員もいました。」とお話いただきました。

内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 橋本 聖子



9月11日に発足した第4次安倍第2次改造内閣において、男女共同参画・女性活躍の担当大臣を拝命いたしました橋本聖子です。

「すべての女性が輝く社会」の実現は、我が国の社会・経済の持続可能な発展のために不可欠であり、引き続き安倍内閣の最重要課題の一つです。

すべての女性が、自らの希望に応じ、家庭・地域・職場といったそれぞれの場において、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、女性の積極的な採用・登用の促進や、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組等を進めてまいります。

私が19年前に参議院議員として初めて出産した際、議院規則が改正され、「産休」が制度化されました。働きたい女性が、仕事と育児等の二者択一を迫られることなく、両立できる環境を整備し、男女ともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるような取組を引き続き進めていくことが重要です。こうした取組をしっかりと進めていくことで、女性のロールモデルが増え、女性が生涯を通じたキャリアプランを描きやすい社会に向けて、好循環を生み出すと考えています。

皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

9月11日に発足した第4次安倍第2次改造内閣において、新たな男女共同参画担当大臣、副大臣および政務官が決まりました。

内閣府副大臣 平 将明



本年9月に第4次安倍第2次改造内閣において、3度目の内閣府副大臣を拝命し、男女共同参画・女性活躍を担当いたします平将明です。

安倍内閣においては、「女性活躍」を政府の最重要課題のひとつとして、これまで様々な取組を進めてきた結果、この6年間で、女性の就業者数は288万人増加し、第1子出産前後の女性の就業継続率も上昇しています。

我が国の最大の潜在力である「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながります。私は、科学技術・イノベーション政策を担当する内閣府副大臣でもありますが、例えば、科学技術の分野に女性の人材が増えれば、多様な視点や発想が取り入れられ、これまでになかった研究成果やイノベーションが生まれることが期待されます。

橋本大臣のもと、我が国の女性活躍と男女共同参画社会にむけた取組を一層前進させてまいります。ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

内閣府大臣政務官 今井 絵理子



9月の第4次安倍第2次改造内閣において内閣府大臣政務官を拝命しました今井絵理子です。男女共同参画・女性活躍を担当いたします。

本年6月には、行動計画策定や情報公表の義務対象となる事業主の範囲の拡大や、情報開示の充実等を内容とする改正女性活躍推進法が成立しました。女性活躍推進法の着実な施行により、女性活躍の裾野を一層広げ、女性活躍を次のステージに押し進めてまいります。

また、防災・復興では、予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていると認識しています。防災担当を兼務するにあたり、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信してまいります。

男女共同参画社会の実現・女性活躍推進に向け、平副大臣とともに橋本大臣をお支えし、全力で取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

News & Information

1

Info

内閣府

「国・地方連携会議ネットワークを活用した
男女共同参画推進事業」近日開催予定のイベント

●シンポジウム

地方における大学、行政、企業の連携による多様な人材・活躍に向けて

(島根大学等との共催)

日時 11月18日(月)14:00~16:30

会場 島根大学松江キャンパス 大学ホール

定員 300名

詳細、申込み方法は島根大学ウェブサイト

HP <https://www.shimane-u.ac.jp/>
に随時掲載されます。

●リレーシンポジウム

男女共同参画社会の共創～生活者・企業・行政で創る九州／
関西の未来～

(日本ヒーブ協議会等との共催)

〈福岡〉

日時 12月4日(水)13:30~16:30

会場 アクロス福岡円形ホール

定員 100名

詳細、申込みは以下のウェブサイトをご覧ください。

HP <http://www.heib.gr.jp/activity/learn/infomation/kys1912/>

〈大阪〉

日時 令和2年1月17日(金)13:30~16:30

会場 日本生命本店 東館ホール

定員 200名

詳細、申込みは以下のウェブサイトをご覧ください。

HP <http://www.heib.gr.jp/activity/learn/infomation/kans2001/>

2

Info

法務省

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務省の人権擁護機関では、配偶者やパートナーからの暴力、職場でのセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話として「女性の人権ホットライン」(TEL0570-070-810(ゼロナナゼロのホットライン))を開設しています。

毎年、この相談活動の取組強化を目的として、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施しています。今年は、11月18日(月)から同月24日(日)までの7日間に実施し、期間中は、時間を延長して、平日午前8時30分から午後7時まで、土曜・日曜も午前10時から午後5時まで電話相談を受け付けます。

詳しくは、「女性の人権ホットライン」で検索してください。

年齢を問わず
相談受付中!
相談は無料です。
秘密は守ります。

ひとりで悩まず
電話してください。

- 職場でのいじめ
- 夫・パートナーからの暴力
- セクシュアル・ハラスメント
- ストーカー被害
- 「JKビジネス」被害
- AV出演強要

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月18日(月) 24日(日)

受付時間 ※受付時間延長/土日とも実施します。
11月18日(月)~22日(金) 8:30~19:00
11月23日(土)~24日(日) 10:00~17:00
◆法務省職員又は人権擁護委員が相談に応じます◆

ゼロ ナナゼロのホットライン
0570-070-810

※一部の伊電話からはご利用できないことがあります

インターネットでも人権相談を受けています。
パソコン・携帯電話・スマートフォン対応 <https://www.jinken.go.jp/> インターネット人権相談 検索

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

「グローバルセミナー」開催案内

国立女性教育会館(NWEC)では、「ジェンダーとメディア」をテーマとして日米の専門家を招聘し、メディアが女性のエンパワメントの推進に果たす役割やメディアにおけるジェンダー表象についての議論を行います(日英同時通訳付き)。

- 日時** 12月6日(金)13:00~16:30
対象 メディア関係者、企業関係者、研究者、男女共同参画の行政担当者、女性関連施設職員、女性団体等のリーダー等 80名程度
会場 主婦会館(プラザエフ)
 (東京都千代田区六番町15)

詳細は、こちらをご覧ください。

HP <https://www.nwec.jp/global/seminar/ecdat60000004ous.html>



「大学等における男女共同参画推進セミナー」開催案内

国立女性教育会館(NWEC)では、女性活躍・男女共同参画の推進の重要性とその意義について考えることを目的とした標記セミナーを開催。女性管理職の登用・女性研究者支援などの高等教育機関における現状と課題を整理し、対応策を考えます。

- 日時** 12月20日(金)13:00~16:30
 ※情報交換会 17:00~18:00(希望者のみ)
対象 大学・短期大学・高等専門学校等の教職員等 80名
会場 主婦会館(プラザエフ)
 (東京都千代田区六番町15)

詳細は、こちらをご覧ください。

HP https://www.nwec.jp/event/training/g_daigaku2019.html



「学習オーガナイザー養成研修」開催案内

国立女性教育会館(NWEC)では、「男女共同参画の視点に立った地域づくり」をテーマに、体系的な学習プログラムを効果的に実践・展開できる人材「学習オーガナイザー」を養成する研修を開催します。

- 日程** 令和2年1月16日(木)~18日(土)2泊3日
対象 女性関連施設、公民館、行政、大学、NPO法人などで、研修・学習事業、女性のキャリア開発、女性の活躍推進・地域づくりに係る事業等の企画・実施経験を有する方 30名
会場 国立女性教育会館
 (埼玉県比企郡嵐山町菅谷728)

詳細は、こちらをご覧ください。

HP https://www.nwec.jp/event/training/g_gakusyu2019.html



編集後記

Editor's Note

季節を話題にすることを躊躇してしまうような秋ですが、この時期は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

紫のライトアップには、悩んでいる人に、「ひとりで悩まず、相談を!」というメッセージが込められています。今月号の表紙も、その気持ちをこめて作りました。

だれもが夢と希望をかなえるチャンスがある社会を目指して、これからも編集活動頑張ります。

(編集ディレクター)

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
 「共同参画」11月号

<http://www.gender.go.jp>

<https://www.facebook.com/danjokiyodosankaku>

第128号 ◆ 2019年11月11日発行
 編集・発行 ◆ 内閣府
 〒100-8914
 東京都千代田区永田町1-6-1
 内閣府男女共同参画局総務課
 電話 ◆ 03-5253-2111(代)
 印刷 ◆ 株式会社ドゥ・アーバン
 表紙デザイン ◆ 株式会社外為印刷



DVは、
パートナーだけでなく
子どもの心も壊すもの。



家庭内の暴力からは、ひとりでは抜け出せません。
みんなに気づいてほしい —— DVや子どもへの虐待

DV被害に悩んでいる方を見かけたら

相談先を教えてください！

DV被害に悩んでいる方へ

がまんしないで、まずは相談を！

児童虐待に気づいたときは

すぐに連絡を！

DV相談ナビ
※お近くの相談窓口
おつなぎします。

こ こ に でんわ
0570-0-55210

児童相談所
全国共通
ダイヤル **189**

● 相談や連絡に関する秘密は守られます ●

11月12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、これらの暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。



内閣府 DVと児童虐待
特集サイト

内閣府 DV 児童虐待 検索



内閣府 配偶者からの
暴力被害者支援情報サイト

暴力被害者支援 検索



パープルリボン
女性に対する暴力の犠牲者、
オレカンリボンは
児童虐待防止の
シンボルマークです。